最終更新日：2020年10月2日

株式会社ビーネックスグループ
代表取締役社長　　西田　穣
問合せ先：総務法務部 TEL: 03-6672-4181
証券コード：2154
https://www.benext.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社グループは、長期的かつ安定的な企業価値の向上が、会社経営の使命であると考えており、経営の健全性及び効率性を重視しております。
加えて、当社グループは経営情報の正確かつタイムリーな開示により、経営の透明性を維持し、株主をはじめ、取引先、従業員等のステークホルダーとの良好な関係を形成するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めてまいります。また、企業の行動理念が強く求められる中、倫理規程を制定・運用し、法令等の遵守に関しても各事業会社にコンプライアンス会議を設置し、社会的責任を十分に意識した企業活動を行ってまいりま
す。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施する方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

■政策保有株式について　［原則1-4、補充原則1-4 (1)、補充原則1-4 (2)］
当社は、政策保有株式を保有しておらず、今後においても保有の意向はありません。政策株式として上場株式を保有する場合には、その保有に関する方針を策定のうえ開示します。
また、当社は、当社の株式を保有している企業と、経済合理性を欠くような取引は行いません。
当該企業から株式の売却の意向が示された場合には、その売却を妨げません。

■関連当事者間の取引について　［原則1-7］
取締役会における競業および関連当事者間の取引については、当社の利益を損なうことがないよう、会社法に従い、「取締役会規則」にて取締役会決議事項に定めております。
また、当社役員および重要な子会社の役員に対し、年度ごとに、本人もしくは二親等内の親族（所有会社とその子会社含む）と当社もしくは当社子会社間の一定金額以上の取引については、取締役会で内容を検討する等のモニタリングにより統制しております。

■企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮　［原則2-6］
当社および主要子会社において企業年金基金制度の導入はなく、従業員の資産形成を支援するため、企業型確定拠出年金を採用しております。

■会社の意思決定の透明性・公平性等に関する事項と情報開示について　［原則3-1、補充原則4-2 (1)、補充原則4-3 (3)、補充原則4-11 (1)、原則5-2］
(1) 会社が目指すところ（ビジョン等）や経営戦略、経営計画
当社は資本コストを上回る収益力と事業成長を志向するとともに、財務健全性と事業持続性を確保するために事業ポートフォリオを随時検討し、M&Aも含めた事業展開を推進していく考えです。この方針に従い2019年８月９日に３ヵ年の中期経営計画を公表、また事業環境の変化に伴い修正した中期経営計画を2020年８月21日に公表しております。
経営戦略：当社ホームページにて「中期経営計画（https://www.benext.co.jp/ir/library/plan/）」を掲載し、達成に向けた経営戦略・経営指標を掲げております。
経営計画：決算短信・決算説明会資料等において、単年度の経営方針、業績目標等を掲載しております。
また、グループ理念を当社ホームページ(https://www.benext.co.jp/vision/)にて掲載しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「Ⅰ.1基本的な考え方」に記載しておりますので参照ください。

(3) 取締役の報酬決定の方針と手続き
取締役報酬は、その過半数を社外取締役とする報酬委員会（取締役会の決議によって選任）で検討し、報酬水準および報酬決定プロセスを含めた報酬制度全体の透明性および客観性を担保しております。また、単年度の業績連動と中長期的な企業価値の向上に連動するよう、現金のみならず株式による報酬を導入しております。詳細につきましては、本報告書「Ⅱ［取締役報酬関係］報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので参照ください。

(4) 最高経営責任者を含む経営陣幹部の選解任、取締役・監査役候補者の指名の方針と手続き及び取締役会・監査役会の実効性確保
取締役・監査役候補者は、その過半数を社外取締役とする指名委員会（取締役会の決議によって選任）で選定し、取締役会に推薦しております。選定にあたっては、知識・経験・能力のバランス及びジェンダーや国際性といった多様性を重視し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から選定に努めております。また取締役会の員数についても、定款に定める員数の中で効果的に取締役会の機能が発揮できるよう、適切な員数とする考えです。現在、取締役会は、社外取締役3名（うち、女性1名）を含む6名で構成されており、社内出身の取締役と成長戦略や効果的な統制について社外の独立した視点から積極的に意見を述べ、問題提起を行うことができる複数の社外取締役により取締役会を構成しております。

最高経営責任者（代表取締役）の選任においては、指名委員会において十分に検討・審議・答申し、取締役会で決定することとしております。
最高経営責任者（代表取締役）を含む経営陣幹部の解任について、その業務執行状況や資質を満たさなくなった場合など適格性に欠くと認められる場合、指名委員会において十分に検討・審議・答申し、取締役会で決定することとしております。また、指名委員会は最高経営責任者（代表取締役）の後継者候補者の教育、育成あるいは社外からの招聘の可能性を含めた検討を行います。

また、監査役には、適切な経験・能力および必要な財務・会計に関する知識を有する者を選任し、員数は定款の定めに従い、内半数以上を社外監査役としております。

⑸ 経営陣幹部の選解任、取締役・監査役候補者の選任・指名についての説明
当社は、社外取締役および社外監査役候補者につきましては、株主総会招集ご通知の参考書類において、個々の指名の理由を開示しております。その他の取締役および監査役候補者の指名の理由につきましては、株主総会招集ご通知の参考書類において略歴・兼職の状況・持株数を開示しております。詳細につきましては、当社ホームページに掲載しております。
＜株主総会招集通知＞
「株主総会招集ご通知　参考書類」
https://ssl4.eir-parts.net/doc/2154/ir_material12/147906/00.pdf

■経営陣に対する委任の範囲について　【補充原則4-1 ⑴】
当社の取締役会では、法令および定款に定めるもののほか、取締役会において決議すべき事項を「取締役会規則」として定めており、業務執行において、経営の透明性および客観性を確保し、当社の経営理念に照らし合わせながら意思決定を行うように明確に定めております。

■独立社外取締役の有効な活用について　【補充原則4-8】
社外での豊富な知識・経験・能力を当社の経営に活かすとともに、取締役会の監督機能強化と経営の透明性向上を図るため、現在3名の社外取締役を選任し、うち3名を独立役員としております。

■独立社外取締役の独立性判断基準および資質について　【原則4-9】
当社は、会社法に定める社外取締役の要件および東京証券取引所の独立性基準に定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない者という要件を満たし、過去に当社の業務執行取締役又は業務執行者であった者以外の者を、独立社外取締役に選任しております。

■取締役・監査役の兼任の状況について　【補充原則4-11 ⑵】
当社は、取締役・監査役ならびにその候補者の重要な兼職の状況を、株主総会招集ご通知の参考書類や有価証券報告書の開示書類において毎年開示しております。

■取締役会全体の実効性分析・評価について　【原則4-11、補充原則4-11 ⑶】
当社は、取締役会の機能を継続的に向上させることを目的として、取締役会の実効性評価を実施いたしました。今後、年1回 、取締役及び監査役の自己評価に基づき、取締役会の実効性について分析、評価を実施し、その結果の概要を開示してまいります。
2020年6月期の取締役会の実効性に関する分析・評価の概要は下記のとおりです。

【分析・評価の方法、プロセス】
当社は、以下のプロセスにて取締役会の実効性評価を実施いたしました。

・実施対象者　：　当社取締役及び監査役（計9名）
・評価方法　：　自社による記名式アンケート（設問選択及び意見記入方式）を実施
　回答結果を集計・分析の上、取締役会にて評価
・評価項目（大項目）：　⑴ 取締役会の構成に関する事項
　⑵ 取締役会の運営に関する事項
　⑶ 取締役会の議題に関する事項
　⑷ 取締役会を支える体制に関する事項
　⑸ 報酬・指名に関する事項

【分析・評価結果の概要】
当社の取締役会は、取締役会の構成、運営、上程議案、支援体制及び報酬・指名決定プロセスについて、多様性と適正規模を両立させる形で構成されている、コンプライアンス・リスク管理体制整備運用に関する議論が十分議論されている、役割を果たすための情報提供が適切に行われている等、概ね機能しており、取締役の業務執行の監督を行うための体制が整備されていることを確認いたしました。

一方、今後、 取締役会の実効性を更に高めるため、後継者計画 /育成に関する選任の基準とプロセスを明確にする、中期経営計画の施策・達成状況について議論を行う、独立社外役員の情報・意見交換の場を設ける、役員向けの研修を実施する、資料事前送付の時期や、資料構成を改善することについて今後取組や検討が必要であることを確認いたしました。

【今後の対応等について】
今般の取締役会実効性評価の結果及びその議論の中において各役員から発言された様々な意見をもとに、今後の取締役会の機能を継続的に向上してまいります。

■取締役・監査役に対するトレーニングについて　【補充原則4-14 ⑵】
当社は、既述のとおり、当社の取締役・監査役として十分な知識・経験・能力を有する人材を選任しておりますが、更なる向上、当社事業を取り巻く環境の変化に対応するため、定期的に事業理解の促進の場を設けております。

■株主との建設的な対話に関する方針について　【原則5-1】
当社は、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家との積極的かつ、建設的な対話は必要不可欠であると認識しております。そのために、IR体制の整備を進め、ステークホルダーに当社の経営戦略に対する理解を深めていただく機会の創出に努めております。
機関投資家向けの決算説明会を開催し、資料を公表するとともに、適時に個人投資家向け説明会を実施し、経営トップ自らの言葉で株主・投資家に現況および経営戦略を伝えているほか、個別に機関投資家との面談の機会を持っております。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中山　隼雄	8,378,000	19.55
株式会社アミューズキャピタル	8,240,000	19.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,896,500	4.42
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,601,000	3.73
株式会社アミューズキャピタルインベストメント	1,240,000	2.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,197,300	2.79
中山　晴喜	1,140,000	2.66
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	735,861	1.71
椛田　法義	714,600	1.66
賀来　昌義	615,200	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	――
親会社の有無 更新	なし

補足説明

―

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮野　隆	他の会社の出身者											
残間　里江子	他の会社の出身者											
清水　新	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮野　隆	○	―――	宮野隆氏は、企業経営者としての豊富な経験と知識を有し、当社の取締役会の意思決定における客観性を担保するための助言・提言を行える能力を有しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
残間　里江子	○	―――	残間里江子氏は、異業種・他業界の経営者としての豊富な経験と高い学識経験を有しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

清水　新	○	―――	清水新氏は、数多くのコンサルティングにおける豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の取締役会の意思決定における客観性を担保するための助言・提言を行える能力を有しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、会社法に規定された委員会設置会社ではございませんが、経営の透明性と客観性の確保を目的として、報酬委員会及び指名委員会を設置しております。両委員会の構成員は、取締役会決議により選任され、決定プロセスの客観性を確保する観点からその過半数は非業務執行取締役としております。
報酬委員会は、当社及び重要な子会社、関連会社の取締役の報酬決定のための方針を取締役会に答申し、個人別報酬の額と内容を検討・協議の上、決定いたします。指名委員会は、株主総会で選任される取締役候補者を選定し、取締役会に推薦いたします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の往査対応および監査講評に加え、必要に応じて意見交換会を開催する等、積極的に意見および情報の交換を行い、監査の充実を図っております。
また、内部監査部門との連携につきましても、監査役は内部監査室の業務監査の結果報告および意見・情報交換により、監査の実効性と充実を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
下川　富士雄	他の会社の出身者													
名子　俊男	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者

b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
下川　富士雄	○	―――	下川富士雄氏は、金融機関の管理部門の要職を経験し、コーポレートガバナンス及びコンプライアンスに関連した豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
名子　俊男	○	―――	名子俊男氏は、金融機関等での豊富な経験、幅広い知識、情報などに基づく高い見識を有しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

取締役（社外取締役を除く。）による当社株式の長期安定的な株式保有と、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する譲渡制限付株式の付与を行います。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役・監査役・社外役員に区分した報酬等の種類別（基本報酬・業績連動報酬・譲渡制限付株式報酬）の総額を開示しております。2020年6月期に係る取締役及び監査役の報酬等の額は、以下のとおりです。

役員区分/支給員数/報酬等の総額/基本報酬/業績連動報酬/譲渡制限付株式報酬
取締役（社外取締役を除く）/4名/152百万円/83百万円/17百万円/51百万円
監査役（社外監査役を除く）/1名/1百万円/1百万円/－/－
社外役員/5名/36百万円/36百万円/－/－

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役・監査役の報酬等の決定方針等は以下のとおりです。

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項
a．役員の報酬等の決定に関する方針
当社の役員の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬等の額の範囲内において、以下の方針により決定しております。

（業務執行取締役）
固定報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬で構成されております。
業績連動報酬は事業年度毎の全社業績に連動して決定する報酬とすることで、業務執行取締役の業績へのコミットメントを強化することを目的とした短期インセンティブとなっており、役位別の基準額を定め、公表する業績予想の経常利益の達成度に応じて、不支給も含める0％～150％を乗じた変動額となる設計としております。
譲渡制限付株式報酬は中長期の企業価値への貢献と株主視点で経営強化を図ることを目的としており、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する普通株式を事業年度毎に割当する設計としております。

（社外取締役）
業務執行から独立した立場であることから、業績連動しない固定報酬のみとし、各人の職業的専門性等を勘案し、決定しております。

（監査役）
業務執行から独立した立場であることから、業績連動しない固定報酬のみとし、監査役の協議によって決定しております。

b．役員の報酬等の決定に関する手続き
取締役の報酬は、取締役会の決議によってその構成員が選任され、その過半数が社外取締役である報酬委員会で検討することにより、報酬水準及び報酬決定プロセスを含めた報酬制度全体の透明性及び客観性を担保しております。
固定報酬と業績連動報酬の決定にあたっては、報酬委員会の助言・提言を踏まえ、取締役会の決議を経て、代表取締役に一任しております。譲渡制限付株式報酬の決定にあたっては、報酬委員会の助言・提言を踏まえ、取締役会で決議しております。
それぞれの報酬の支給割合の決定に関して定めた方針はありませんが、報酬委員会により事業年度別に支給割合が大きく変動することはないよう検討されております。

c．役員の報酬等の額に関する決議
当社の取締役報酬額は2016年9月23日開催の第12期定時株主総会決議により、年額3億円以内と定められております。
2018年9月21日開催の第14期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）による当社株式の長期安定的な株式保有と、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当制度による報酬は、上記の取締役報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内としております。

監査役報酬額は2008年9月25日開催の第4期定時株主総会決議により、年額3,000万円以内と定められております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会における実行性のある審議を可能にすべく、取締役会事務局である総務法務部が社外取締役と社外監査役を含む全役員に対して事前に議題ならびに前月業績や事業報告に関する資料を送付しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
当社は、多様な利害関係者（株主及び投資家、従業員、取引先等）にとっての企業価値の向上を重視した経営を推進するため、下記の事項を重視して内部統制システムの整備に努めております。
・経営の透明性及び客観性の確保
・迅速な意思決定と効率的な事業運営
・タイムリーで適切な情報開示

（2）会社の機関の内容
a　取締役・取締役会
イ．当社の取締役会は、6名（うち社外取締役3名）で構成され、原則として月1回の定時開催に加え、必要に応じて臨時に開催しております。
ロ．取締役会においては、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行の状況を監督しております。

b　監査役・監査役会
イ．当社は、監査役会設置会社であります。
ロ．当社の監査役会は、3名（うち社外監査役2名）で構成され、原則として月1回開催しております。

ハ．各監査役は、監査役会で決定した監査方針、監査計画及び業務分担に基づき取締役の職務執行を監査しております。

c 執行役員会議
イ．当社の執行役員会議は、代表取締役、常勤取締役、執行役員で構成され、業務執行に関する重要事項を協議の上、代表取締役が決裁いたします。
ロ．執行役員会議は、適宜開催し意思決定の迅速化を図っております。

d 指名委員会･報酬委員会
イ．当社は、会社法に規定された委員会設置会社ではございませんが、経営の透明性と客観性の確保を目的として、報酬委員会及び指名委員会を設置しております。
ロ．両委員会の構成員は、取締役会決議により選任され、決定プロセスの客観性を確保する観点からその過半数は非業務執行取締役としております。
ハ．報酬委員会は、当社の取締役の報酬決定のための方針を取締役会に答申し、個人別報酬の額と内容を検討･協議の上、決定いたします。
ニ．指名委員会は、株主総会で選任される取締役候補者を選定し、取締役会に推薦いたします。

e 内部統制システム
代表取締役社長直轄の内部監査室が、当社及びグループ各社において当社の事業に関連する法令や規程類等に準拠して運営されているか否かについて実査し、会社法及び金融商品取引法上の内部統制システムの整備･改善を指導するとともに、監査結果を経営層や監査役に対して定期的に報告しております。

f 会計監査
会計監査は、会計基準に準拠した適正な表示を確実に行うべく、会計監査人の監査を受けております。
当社の会計監査業務は、EY新日本有限責任監査法人に委嘱しております。
2020年6月期に関して会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。
イ．業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員　業務執行社員　公認会計士　山本　秀仁
指定有限責任社員　業務執行社員　公認会計士　金澤　聡

ロ．会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士　7名　その他　11名

監査役会、内部監査室及び会計監査人は、相互に連携し、監査の質的向上と効率化に努めております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、株主総会で選任された取締役が、会社経営の重要事項に関する意思決定を行うとともに、自ら監督機能を担うことが経営の健全性の明確化及び業務遂行の適正化を図る観点から望ましく、業務執行に関与しない監査役が取締役の職務執行を監査することが経営の健全性を確保する観点から望ましいと判断し、監査役会設置会社を採用しております。
また、意思決定及び業務の執行を迅速かつ効率的に行うことを目的として執行役員会議を設置する一方、取締役の職務執行の妥当性の監督を含む経営監視体制の強化を図るために、社外取締役を取締役6名中3名選任しております。加えて、監査の実効性を確保するために、独立性の高い社外監査役を監査役3名中2名選任するとともに、監査役が常に会計監査人及び内部監査室と相互に連携を保つように努めております。
更に、当社グループのコンプライアンス体制の整備と運用を徹底するという観点から、各事業会社にコンプライアンス会議を設置しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年９月30日開催の第16期定時株主総会においては、招集通知を法定発送期限日に発送しておりますが、当社ホームページには法定発送期限３日前の2020年９月12日に掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただけるように、集中日を避けて定時株主総会の開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権行使を採用し、パソコン・スマートフォン・携帯電話を通じて議決権を行使することを可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	2016年度より英文の招集通知（要約版）を当社ホームページへ掲載しております。
その他	株主総会における報告事項の報告に際しては、スライド画像を利用し、経営成績や事業の状況の理解促進に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等が主催する個人投資家向け説明会に参画することにより、個人投資家の皆様に、当社の会社概要及び経営戦略等の理解促進に努めております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間４回（毎四半期）に合わせ、社長が出席し説明を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて海外機関投資家とのスモールミーティングや個別ミーティング等を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	主に下記の決算資料を当社ホームページに掲載しております。 ・決算短信（和文・英文） ・有価証券報告書・四半期報告書（和文） ・決算説明会における配布資料（和文・英文）、決算説明会動画 ・株主通信（和文）	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR活動については、IR室が担当しており、社長ならびに担当役員とともにIR活動に取り組んでおります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社及び当社グループ会社は、、お客様・従業員・社会・株主と良好な関係を構築し、社会に貢献できるよう「倫理規程」、「環境規程」「安全衛生規程」等を定め、誠実に事業を行っております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	社会貢献活動の一環として、特例子会社であるビーネックスウィズにおいて障がい者雇用を推進しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. 公正で透明性のある企業を目指し、「倫理規程」を定め、社員等（取締役及び使用人をいう。以下同じ）はこれを遵守します。
ロ. 業務執行を行う事業会社には、代表取締役及び業務部門責任者等を構成員とするコンプライアンス会議を設置し、グループ全体のコンプライアンスを推進してまいります。
ハ. 取締役会規則、執行役員会議規程、組織権限規程など組織の運営に関する諸規程を整備し、適正に運用してまいります。
ニ. 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体による不当要求に対しては組織全体で対応し、毅然とした態度でこれを拒絶するとともに、反社会的勢力を排除する体制を整備します。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
イ. 取締役の職務の遂行に係る情報については、文書管理規程その他関連する規程に基づき、管理及び保存を行います。
ロ. これらの情報については、すべての取締役・監査役が常時閲覧できる状態を維持します。
ハ. これらの情報管理は、関連する規程類の定めに従って総務法務部及び担当業務部門が厳正に行います。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. 当社及びグループ各社の危機管理規程において、経営危機に直面した場合の対応について基本方針、優先順位、対策本部の設置等を定めています。
ロ. 損失の危険の発生の可能性については、内部監査室がリスク要因を集約し、J-SOX委員会等において検討の上で特定しております。また、それに基づいてリスク発生の予兆を絶えず監視し、適宜対処してまいります。
ハ. 地震や火災等、大規模災害発生の場合を想定した社内組織体制・社内外連絡体制等を整え、万一の場合に備えております。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 取締役の職務の効率性を確保するため、取締役会において取締役の業務分掌を定めております。
ロ. 執行役員会議等における取締役及び業務部門責任者等との活発な意見交換を奨励します。
ハ. 組織権限規程等で職務権限の明確化を図り、自立的な職務の遂行を図るとともに、相互牽制の行き届く体制を整備します。
ニ. 業務の効率化を図り、効率の最大化を実現するために、客観的で合理性のある経営管理指標を策定し、それに基づいた進捗管理・評価を行います。

e 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. コンプライアンス及びリスク管理体制その他内部統制に必要な制度は、当社子会社をも含めた横断的なものとし、当社が各社の個別事情を勘案しつつその管理指導にあたります。
ロ. グループ各社においては、独自の内部監査部門を有する会社については当該部門が、それ以外の会社は当社内部監査室が内部監査を実施いたします。
ハ. グループ各社は、当社の監査役及び内部監査室に対してリスク情報を含めた業務執行状況の報告を行います。

f 監査役がその職務を補佐すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会に監査役スタッフを配置し、監査役の業務を補助させるものとします。

g 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
イ. 前号に定める監査役スタッフは、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合には、その命令に関して社員等の指揮命令を受けないものとします。
ロ. 前号に定める監査役スタッフの発令・異動・考課・懲戒にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとします。

h 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
イ. 監査役は独自で各事業会社への直接監査を計画・実施しており、内部統制に関する事項について各事業会社より監査役に対して報告される体制とします。また、当社及びグループ各社の内部通報窓口担当部署は、重要な通報について監査役に報告するものとします。さらに、監査役は必要に応じて社員等に対して報告を求めることができます。
ロ. 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。
ハ. 取締役は、監査役が取締役会のほか執行役員会議等の重要な会議に出席する機会を確保するものとし、また、その議題内容について事前に提示します。
ニ. 監査役は、重要な会議の議事録、決裁書類等を常時閲覧できるものとします。

i その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役は、監査役が内部監査室及び監査法人と定期的に情報・意見を交換する機会を確保します。

j 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行うものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、暴力団対策法等の趣旨に則り、反社会的勢力からの不当な要求に応じることや反社会的勢力を利用する等の行為を行わないことを遵守事項として定めております。
(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置
当社は、不当要求に対する対応統括部署として、総務法務部が中心となり担当しております。また、営業拠点における不当要求防止責任者は当該拠点に常駐する管理監督者等が兼ねております。

(2) 外部の専門機関との連携
管轄警察署担当係官並びに弁護士等の専門家とは、平素から連携を保ち、適宜、助言、指導等を受けております。

⑶ 反社会的勢力排除に関する情報の収集と管理

a 当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び管轄警察特殊暴力防止対策協議会に加入し、これらの主催する講習会等に参加し情報収集にあたっております。

b 当社は、反社会的勢力の排除体制を整備するために、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、社員教育を実施しております。

c 当社は、上記マニュアルに従い、定期的に当社並びに当社子会社の取引先を対象とする調査を行い、反社会的勢力との取引が存在しないことを確認しております。

d 当社の株主については、株主名簿管理人を通じて反社会的勢力の関係者の存在の有無を確認しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
　当社は、迅速かつ透明性のある情報を開示するため、ならびに内部統制の充分かつ透明性のある情報を開示するため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」、「倫理規程」および「内部者取引防止規程」等々を整備し、社内に周知しております。
　また、これらを推進することは、企業の財務報告の信憑性を確保し、事業計画の有効性と効率性を高め、かつ、事業経営に関わる法規の遵守を促すこととなり、適時適切な会社情報の開示に資するものと考えております。

（1）適時開示に係る情報の収集と管理
･重要事実等の適時開示情報もしくはそれに該当する可能性のある情報（以下、重要情報）が発生した場合、当社の各部門長は、広報室及びIR室へ報告を行うとともに、当該情報を各部門において厳重に管理致します。また、子会社における重要情報に関しても、広報室及びIR室へ報告を行います。広報室及びIR室は、重要情報の継続収集、全体の管理を行います。
･総務法務部は、取締役会、経営企画部は執行役員会議の決議予定案件の確認を行います。また、子会社の決議予定案件についても同様に確認を行います。

（2）適時開示判定と開示
･IR室は、報告を受けた重要情報もしくは決議予定案件について、重要性の判断や適時開示情報に該当するか否かについて金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所が定める適時開示規則に則り検討を致します。
･重要情報が、「決定事実」及び「決算情報」に係る適時開示情報である場合、IR室は取締役会に上程する開示案を作成し、取締役会で開示の承認を得た後に、速やかに適時開示を行います。
･重要情報が、「発生事実」に係る適時開示情報である場合、IR室が開示案を作成し、取締役会を開催できず緊急を要する場合は、情報取扱責任者から各取締役及び監査役に連絡のうえ、代表取締役の専決とし、速やかに適時開示を行い、後日、取締役会で追認をもとめる体制としております。

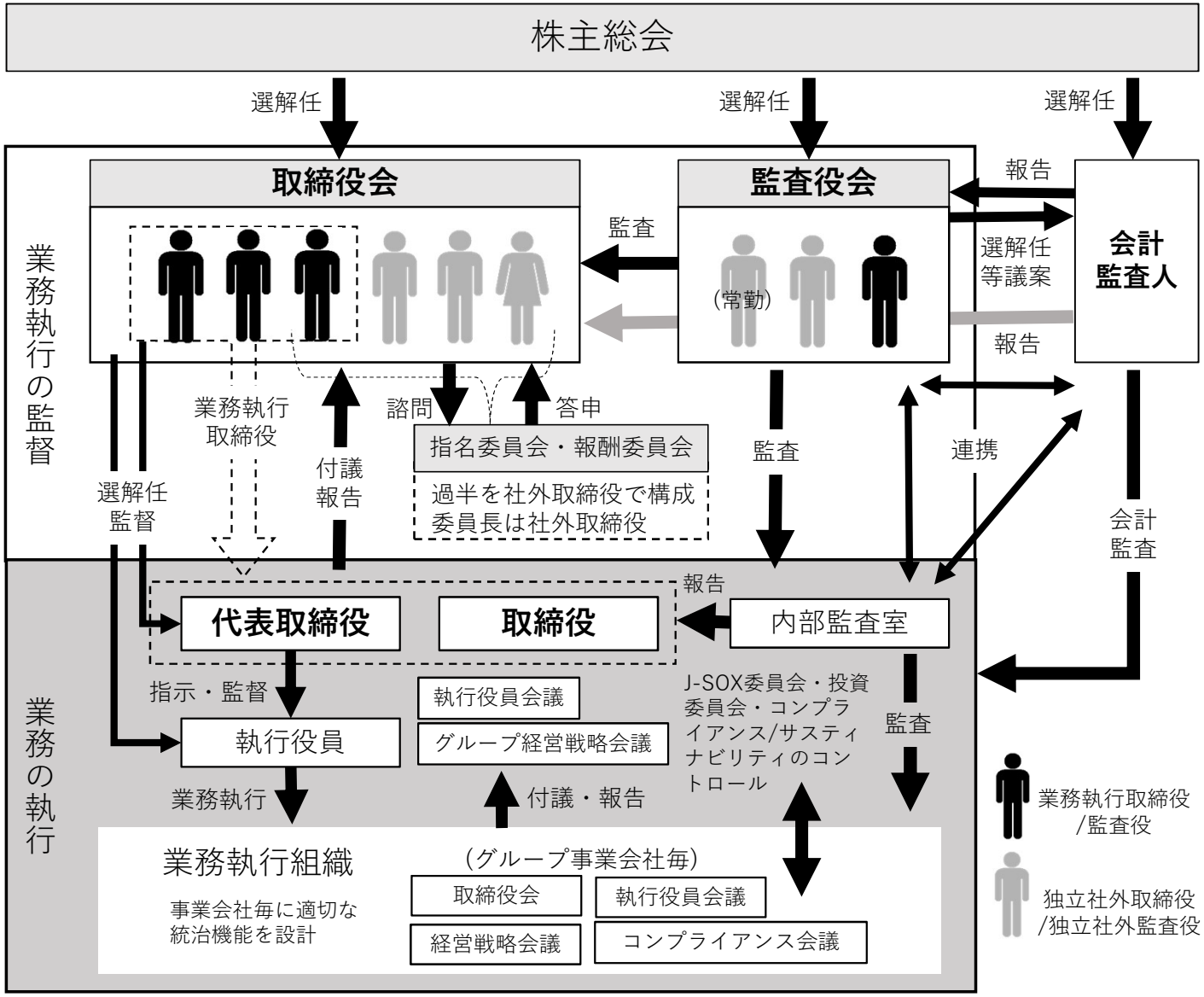
株主総会
選解任
選解任
選解任
業務執行の監督
取締役会
監査役会
報告
会計監査人
監査
(常勤)
選解任等議案
報告
業務執行取締役
諮問
答申
指名委員会・報酬委員会
過半を社外取締役で構成
委員長は社外取締役
監査
連携
選解任監督
付議報告
会計監査
報告
代表取締役
取締役
内部監査室
指示・監督
執行役員会議
J-SOX委員会・投資委員会・コンプライアンス/サステイナビリティのコントロール
監査
執行役員
グループ経営戦略会議
業務執行
付議・報告
業務の執行
業務執行組織
事業会社毎に適切な統治機能を設計
(グループ事業会社毎)
取締役会
執行役員会議
経営戦略会議
コンプライアンス会議
業務執行取締役/監査役
独立社外取締役/独立社外監査役